

## 新型コロナウイルス関連情報（第92報）：日本の水際対策（帰国に際する注意喚起）

- 日本への帰国を予定されている方は、日本の水際対策の詳細を必ずご確認ください。
- 日本入国時に求められる検査証明書がその要件を満たさない場合、日本への入国は認められないため、出発国において日本便への搭乗を拒否されることとなります。特に、有効な「検体」及び「検査方法」を用いた検査であることをよく確認する必要があります（検体：「Nasal Swab」等は不可、検査方法：「Antigen test/kit」「Antibody test/kit」等は不可）。

1. 日本への帰国時は、米国出発前72時間以内に検査を受けて取得したCOVID-19の検査証明書（陰性証明書）を検疫係官に提示し、到着空港でも改めて検査を受けることが求められます。このほかにも入国後2週間の自宅等での待機や公共交通機関の不利用、スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用等が求められ、これらの履行を誓約する「誓約書」の提出も必要となります。日本への帰国をご予定の方は、厚生労働省のウェブサイトから各措置の詳細を確認してください。

◎厚生労働省：「水際対策に係る新たな措置について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

### 2. 出国前検査証明書の要件

各種措置の中でも検査証明書については特に注意が必要です。

#### （1）フォーマット

・検査証明書は、医療機関等がそれぞれ発行する任意フォーマットも引き続き認められますが、任意フォーマットを使用する場合、搭乗手続き時や本邦上陸時の確認に時間がかかることがあり、不備があれば搭乗拒否や日本への入国が認められないことになり得ることから、厚生労働省の所定フォーマットを使用することが強く推奨されています。

・任意フォーマットによる検査証明書を取得する場合には、所定フォーマットに記載のある検体および検査方法、検体採取日時等の必要情報が全て適切に記載されているか十分に確認し、搭乗手続き時及び本邦上陸時の確認が円滑に行われるよう、それら必要情報をマーカーでハイライトする等の対応をお願いします。

◎厚労省・検疫所：所定フォーマット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000769988.pdf>

◎当館：所定フォーマット対応医療機関リスト（DC、MD、VA）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement/list-of-covid-testing-facilities.pdf>

#### （2）検査要件

有効な検査証明書として認められる要件として、特に「検体」「検査方法」「検査時間（検体採取日時）」をよくご確認ください。

◎厚生労働省・検疫所：「日本入国時に必要な検査証明書の要件について」

（日本語）<https://www.mhlw.go.jp/content/000770638.pdf>

（英語）<https://www.mhlw.go.jp/content/000770639.pdf>

#### <検体>

現在、「Nasopharyngeal Swab（鼻咽頭ぬぐい）」及び「Saliva（唾液）」の2種類のみが有効な検体です。「Nasal Swab」等その他の検体が記載された検査証明書は無効とみなされ、日本への入国が認められませんのでご注意ください。

#### <検査方法>

現在、「Antigen test/kit（**抗体抗原**検査）」、「Rapid antigen test/kit（迅速抗原検査）」、「Antibody test/kit（抗体検査）」は認められません。

#### <検査時間>

日本行き国際線の出発前72時間以内に「検体採取」が行われる必要があります。起算時間は検査証明書の発行日時ではありません。

◎3月11日付け当館領事メール（日本の水際対策強化／出国前検査証明の要件緩和）も併せてご参照ください。

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement/20210311importantmessagecoronavirus.pdf>

◎当館ホームページにも日本への帰国・入国関連情報を日本語及び英語で掲載しています。

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html#2](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html#2)

#### 【本件に関する問合せ先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口

（月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00）

- ・ 日本国外から：+81-3-3595-2176
- ・ 日本国内から：0120-565-653

※この領事メールは、DC・MD州・VA州の在留邦人および「たびレジ」登録者の皆様へ配信しています。

#### ■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：[https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)

◎領事メールのバックナンバーはこちら

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji\\_mail.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html)